

北海道芽室高等学校

いじめ防止基本方針（令和5年度）

1 基本方針

生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫した対応となり、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、組織的にいじめの防止等の対策に対応するため、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラーからなる「いじめ対策組織」を置く。

なお、入学時や年度初めなど、様々な機会を通して、学校いじめ防止基本方針や「いじめ対策委員会」がいじめの被害生徒を守り、解決を図る相談・通報の組織であることを生徒・保護者等に積極的に説明する。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つ
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害生に着目して、いじめに当たるか否かの判断認識を持つ

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止・いじめ対処の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常のいじめ防止組織として「いじめ防止委員会」を次のとおり設置する。

別紙1 ※「いじめ防止委員会」の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けたいじめ対策組織として「いじめ対策委員会」を次のとおり設置する。

別紙2 ※「いじめ対策委員会」の設置

4 いじめの防止

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施(5月、10月、2月)
- ・スクールカウンセラーによる相談窓口の設置

(4) 特に配慮が必要な生徒に対する適切な支援

- ・発達障がいや性同一性障がい等、特に配慮が必要な生徒に対する支援の充実

(5) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚、講演会等の開催

(6) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(7) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(8) 学校いじめ防止基本方針の見直し・点検

- ・生徒会執行部や保護者アンケート・学校評価等を活用し、見直しを行う。

5 いじめの早期発見

(1) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(2) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(3) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施(5月、10月、2月)

(4) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施(6月、11月)

(5) 「いじめ防止委員会」の年間計画の策定

- ・4月 方針確認、実施計画策定、進級時の引継ぎ、職員会議等での情報共有
- ・5月 個人面談週間の設定、要配慮生徒の実態把握
- ・6月 第1回いじめアンケート調査の実施
- ・9月 いじめ事案の対処に関する資質能力向上を図る校内研修
- ・10月 個人面談週間の実施、要配慮生徒の実態把握

- ・11月 第2回いじめアンケート調査の実施
- ・2月 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

6 いじめへの対処

(1) いじめへの対処のための組織の設置

- ・「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対処する。(別紙2 ※「いじめ対策委員会」の設置)
- ・構成には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家を含める。

(2) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・いじめの事実を確認する
- ・安全・安心を確保するとともに、心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

②いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(3) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(4) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員（必要に応じて管理職）が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(5) 外部専門家との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をはかる。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われるなど、犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携

(5) いじめの解消の認定

いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることの2つの要件が満たされていることを目安とする。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者に送信した、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、SNS等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

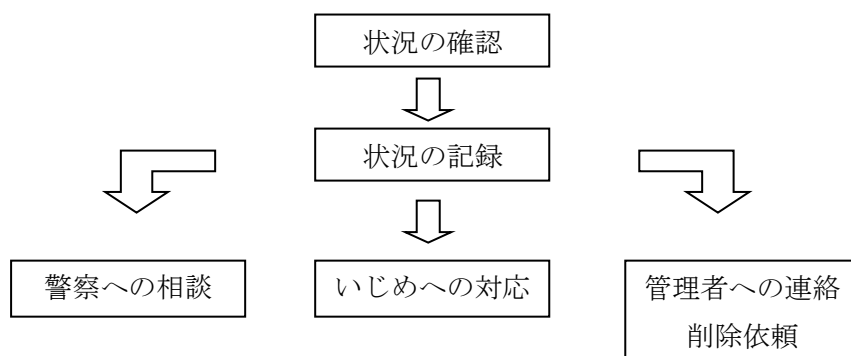
①保護者への啓発

- ・フィルタリング

- ・保護者の見守り
- ②情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ・ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- ②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

さらに、「北海道いじめ問題解決支援外部専門家チーム(道東地区)」の支援を受け解決にあたる。